

○掛川市議会報告会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、掛川市議会基本条例（平成25年掛川市条例第22号）第5条第2項の規定に基づき、議会報告会（以下「報告会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催等)

第2条 報告会は、中学校区単位で1地区につき年1回開催する。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議会活動、予算その他市政に関する報告を行うこと。
- (2) 議会活動及び市政に関する意見交換を行うこと。

(班の編成及び任期)

第4条 報告会は、議員7人で構成する班（以下「班」という。）ごとに行い、3班編成とする。

2 班の構成員の任期は、1年とする。

3 班の構成は、常任委員会の構成等を考慮し、広報広聴特別委員会において協議の上、決定する。

4 各班は、互選により代表者を置く。

(構成員の役割)

第5条 報告会における司会進行、報告者及び記録者は、それぞれの班において協議の上、調整する。

2 質問に対する答弁者は、代表者が指名する。

(担当地区等の決定)

第6条 担当する地区は、各班の代表者が協議の上、決定する。

2 報告会の日程及び会場は、班の代表者と区長会連合会が協議の上、決定する。

(記録)

第7条 記録者は、報告会の記録を要点記録する。

(資料等)

第8条 報告会で報告する内容は、広報広聴特別委員会が決定し、資料の作成を行う。

(成果、効果等の報告)

第9条 報告会の成果、効果等の報告は、報告会終了後、代表者が委員長に文書により報告するものとする。

2 報告会の内容は、議会広報紙及び市議会ホームページに掲載するものとする。

3 市行政に対する要望、提言等で重要なものは、掛川市議会政策討論会において取りまとめ、市長に文書等で提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年5月14日から施行する。